

設計業務等の電子納品要領

令和7年8月

別添

設計業務等の電子納品要領（案）

電子図化図面データの作成要領（案）

電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】

各種要領（案）及びガイドライン（案）は、農林水産省農村振興局制定の要領（案）を準用する。

この場合において、要領（案）中「農林水産省」とあるのは「長崎県」と、「国営直轄事業」とあるのは「県営事業」など適宜読み替えるものとする。